

西貝塚環境センター
基幹的設備改良・整備運営事業

募集要項等に関する質問への回答

令和4年11月4日

上尾市

■募集要項に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	3	II	6	(4)	設計建設期間	<p>設計建設期間：令和5年7月から令和8年9月とありますが、竣工時期を令和8年12月に変更することは可能でしょうか。現状の期間内での竣工は困難だと考えます。下記に工程概略及び原因を示します。</p> <p>第1回共通系工事：●令和6年9月 1号炉系工事：●令和6年11月～令和7年6月 第1回共通系工事：令和7年8月 2号炉系工事：▲令和7年11月～令和8年6月 第3回共通系工事：令和8年8月 総合性能試験：令和8年10月 竣工：令和8年12月</p> <p>・機器の長納期化（●部の原因） →昨今の電気部品の長納期化や世界的なコンテナ不足等の影響で、長納期品であるボイラやDCSの納期がさらに長くなっており、それに伴い第1回共通系及び1号炉系工事開始時期が遅くなっております。</p> <p>・年度目標焼却量の厳守（▲部の原因） →要求水準書【管理運営編】に記載のある年度ごとの目標焼却量を確保する必要があります。令和7年度は、1号炉系工事、第2回共通系工事、2号炉系工事が重なっており、目標焼却量を確保するためには、2号炉系工事を遅らせる（R7年度の工事期間を減らし、運転日数を確保する）必要があり、それに伴い2号炉系工事開始時期が遅くなっております。</p> <p>上記2つの原因から竣工時期は令和8年12月が最短だと考えます。</p>	変更を可とします。
2	3	II	6	(4)	設計建設期間	<p>上記にて令和8年12月への竣工時期変更を依頼しましたが、令和9年3月までの変更が可能であればご検討頂けないでしょうか。こちらはご提案となります。下記にメリットを示します。</p> <p>・余裕を持った操業計画 →令和8年12月竣工の場合には、年度ごとの目標焼却量及び竣工時期を厳守するために炉の連続運転期間が長くなります。特に1号炉では、定格処理運転を実施し、かつ1号炉工事完了から本工事竣工までの1年半程度を長期メンテナンス無しの運転計画としています。どちらの運転もほとんど実績がないことから、突発的な不具合などが発生するリスクが高いと考えます。発生した場合には、炉の安定操業に支障が出ることはもちろんですが、工程の見直しなどが発生し、更なる（ご提案の令和9年3月以降への）工程遅延の可能性もあります。</p>	協議の上、変更を可とします。
3	4	II	6	(6) 2)	⑥関連業務,表3,項目 ⑧その他施設	<p>表中に事業対象施設名称として、「環境センター,リサイクル品展示室（管理棟横）」,「余熱供給配管（敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまで）」,「搬入路（市道40014号線街路樹及び植栽,雨水管路）」,「たちばな荘跡地公園（市道40014号線南側）」の記載ありますが、業務内容について実績のご教示をお願いいたします。</p>	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」,「募集要項に関する質問」No.1の回答をご参照ください。
4	4	II	6	(6) 2)	⑥関連業務,表3,項目 ⑧その他施設	<p>車庫での業務内容について実績のご教示をお願いいたします。</p>	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」,「募集要項に関する質問」No.2の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5	5	II	6	(7) 3)	①本施設で得られる電力の取扱い	「本施設において得られる電力は、市の所有とする。事業者は、市が決定した売却方法に協力するものとする。ただし、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営業務に用いるユーティリティー費は電力を含め、事業者の負担とする。」とありますが、電力の購入先については事業者にて選定するものと考えてよろしいでしょうか。貴市にて選定される場合は、購入先の事業者名、購入電力に関わる料金（基本料金、従量料金）をご提示いただきますようお願いいたします。	電力事業者との契約者は、事業実施段階での協議で決定しますが、事業者を想定しています。なお、電力事業者の決定は、市の承諾を必要とします。
6	5	II	6	(7) 3)	②場外余熱利用施設への高温水供給	「なお、余熱供給配管の維持管理については、ごみ焼却処理施設から敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまで」と記載ありますが、これに係る図面等は施設に完備されていると考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」, 「募集要項に関する質問」No. 3の回答をご参照ください。
7	5	II	6	(7) 3)	③本施設で発生する主灰、飛灰処理物の取扱い	「本施設において発生する主灰、飛灰処理等は、積込作業までを本事業範囲とする。」と記載がありますが、外部搬出依頼等は現在も市殿にてご対応いただいていることから、この内容を踏襲して、引き続きご対応頂くとの考えでよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」, 「募集要項に関する質問」No. 4の回答をご参照ください。
8	10	IV	1	(2) 4) ウ)	配置予定者 (監理技術者)	監理技術者の専任配置期間は、国交省発行（令和3年3月）の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」に記載されている通り、現地工事着工時より清掃施設監理技術者を配置すると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	10	IV	1	(2) 4) ウ)	配置予定者 (監理技術者)	「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を基幹的設備改良工事に専任で配置できること」とありますが、工事実施時に止むを得ない事情が発生した場合には、資格要件を満足したうえで同等以上と貴市が認めた場合は変更可とさせて頂いてよろしいでしょうか。	募集要項のとおりとします。
10	11	IV	1	(2) 5) イ)	配置予定者 (現場総括責任者)	「廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で、かつ、ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者として1年以上の経験を有する者を、本事業の現場総括責任者として事業開始後2年間以上配置できること」とありますが、管理運営業務時に止むを得ない事情が発生した場合には、資格要件を満足したうえで同等以上と貴市が認めた場合は変更可とさせて頂いてよろしいでしょうか。	募集要項のとおりとします。
11	11	IV	1	(2) 5) イ)	配置予定者 (現場総括責任者)	複数人の配置予定者名及び複数人の資格証を提出してもよろしいでしょうか。	実際の配置は特定の1名であることを前提に、提出を妨げるものではありません。
12	11	IV	1	(2) 5) エ)	建設工事等競争入札参加資格者	(SPCを組成する・・・認める)と記載がありますが、本項は建設工事等競争参加資格及び特定建設業の許可に関する内容かと思われますので、()内の記載は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
13	17	IV	6	(6) 4)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出について、綴じ方等は事業者に任せていただいてもよろしいでしょうか。	ファイル綴じなど、簡易な製本も可とします。
14	17	IV	6	(6) 4)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	①②③④⑤については、それぞれ2部ずつの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	19	IV	6	(11) 3)	提出書類	封筒に入れ密封し、宛先、事業名等を表記することとありますが、入札書を入れる定形郵便物の封筒形式にご指定はございますでしょうか。また、封入する書類の綴じ方にご指定はございますでしょうか。	定形郵便物の封筒であれば、封筒形式に指定はありません。作成方法は、様式集P19を参照してください。封入する書類については、使用する封筒に合わせて折り込んで封入してください。
16	19	IV	6	(11) 3)	提出書類	8号様式, 11号様式, 12号様式は13号, 14号, 15号様式とは異なり、ホッチキス綴じはせず、単体の書類にてご提出させて頂いてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	20	IV	6	(11) 4)	提案書作成要領	「③提案書（第13号様式～第15号様式及び施設設計図書）については、内容を記録したデータ（CD-R）2部（使用ソフト：Microsoft Word形式及びExcel形式（Windows対応））を提出すること。」とございますが、ファイル容量が多くなる可能性がございますため、DVDでの提出でもよろしいでしょうか。	ファイル容量が多くなる場合は、DVDでの提出を可とします。
18	20	IV	6	(11) 4)	提案書作成要領	提案書類の提出について、綴じ方等は事業者に任せていただいてもよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
19	20	IV	6	(11) 4)	提案書作成要領	①「・・・A4縦長左ホッチキス綴じにより、・・・」 ②「・・・A3版で・・・横長左ホッチキスで綴じ、・・・」 とされていますが、2穴開けやファイル綴じなどの処置は不要との指示でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
20	27	VI	4	(2) 2)	管理運営業務に係る対価	表1-3管理運営業務に係る対価の構成の委託料Aの対価の算定方法について、年4回×10年となっておりますが、管理運営期間が9年のため、9年でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
21	28	VI	4	(3) 1)	物価変動等の改定指標 ②管理運営業務に係る対価の改定 (ア)改定の条件	「見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。」とありますが、指数とは同頁(イ)において指標とされている「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）のことを指し、人件費、電気料金等、一部項目に異なる指数を用いることとなった場合には当該指数も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
22	28	VI	4	(3) 1)	物価変動等の改定指標 ②管理運営業務に係る対価の改定 (ア) 改定の条件	「令和7年度第1四半期以降の委託料について、年1回見直しを行うものとする。」と記載されています。 至近の物価変動が大きいことから、令和6年度第1四半期以降の委託料についても、管理運営委託仮契約書に定めた額を基準額として、令和5年12月に第1回見直しをお願いいたします。	募集要項のとおりとします。
23	28	VI	4	(3) 1)	物価変動等の改定指標 ②管理運営業務に係る対価の改定 (イ) 物価変動による改定の判断に用いる指標	「一部費目に異なる指標について協議を行うことも可とするが」とあり、その場合「当該費目の提案金額を明記すること」とありますが、この内容について、ご教示願います。	管理運営業務に係る対価の改定指標は、基本的には「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）を想定しています。 ただし、優先交渉権者決定後の契約協議において、一部費目に異なる指数を用いることを提案される想定の場合は、予め、当該費目の費用を、様式集第15-1-2号様式～15-1-4号様式③に内訳として記載ください。 例えば、委託料A（固定費）のうち、電気料金の基本料金分に異なる改定指標を用いることを提案する予定の場合は、様式集第15-1-2号様式に「電気料金の基本料金分」の金額を内訳として明示ください。
24	28	VI	5	(2) 2)	管理運営業務に係る対価	表1-3 管理運営業務に係る対価の構成の委託料Cの対価の算定方法について、動物焼却炉に係る焼却件数の実績単価（円/件）をご教示願います。	閲覧資料として提示します。
25	28	VI	5	(2) 2)	管理運営業務に係る対価	動物焼却炉に係る現状の燃料使用量、薬剤使用量をご教示願います。	動物焼却炉に係る燃料使用量は、令和3年度実績で1,806m ³ （都市ガス）となります。 なお、使用を必須としている薬剤はありません。必要に応じて防臭剤等を使用することがあります。
26	30	VI	4	(5)	保険	貴市で加入されている建物損害共済と事業者の加入対象となっている火災保険は内容が重複するものと考えられます。また、保険金の支払いは両保険に按分されることになり、貴市・事業者双方で付保するメリットは極めて少ないものと思料します。 本項並びに別紙4において代替する事業者提案がない場合は、事業者は火災保険に加入する旨記載されておりますが、上記理由により事業者の火災保険の加入は免除いただけませんか。	募集要項のとおりとします。
27	30	VI	4	(5)	保険	「設計建設事業者は火災保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等に加入するものとする」と記載がありますが、「別紙4 管理運営事業者が付与する保険の詳細」の記載と同様に、基幹的設備改良工事においても同等と認められる提案が可能と理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
28	46	VI	-	-	別紙3 2 委託料の減額方法	各レベル設定がありますが、「運営に軽微な影響」「運営に比較的重大な影響」について、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	各レベル設定の「運営に軽微な影響」及び「運営に比較的重大な影響」について、当該事象が生じた場合に、状況に応じて市がレベル設定を判断します。具体的な内容の例示については、ご要望に副いかねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
29	46	VI	-	-	別紙3 2 委託料の減額方法	各レベル設定には突発的な機器故障は含まれないということによろしいでしょうか。	各レベル設定には、突発的な機器故障も含まれます。
30	48	VI	-	-	別紙4 管理運営事業者が付保する保険の詳細	事業者において火災保険の付保が必要な場合、付保対象が本施設と規定されていますが、施設全体が対象でしょうか。 また、保険金額が再調達価格と規定されていますが、想定される金額をご教示願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については190億円程度を想定しています。
31	-	-	-	-	-	本業務のリスク分担については【令和4年2月8日発行（令和4年2月10日修正版）実施方針,別紙2 リスク分担表(案)】及びこれに関する質問回答内容が適用されるとの考えによろしいでしょうか。	本事業のリスク分担については、募集要項等に規定されているとおりとなります。特定事業契約は、実施方針等の質問回答内容を踏まえて作成しています。

■要求水準書【設計・建設編】に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	1-8	第1章	第1節	6. (5)	全体計画	「万が一ごみの外部処理が発生した場合、事業者の負担により適切に処理すること」とあります。発生した場合は、弊社にて費用を負担しますが、収集運搬作業について貴市にてお願いできますでしょうか。弊社は収集運搬業許可を保有していないための処置となります。	本施設までの搬入に関しては、平常通り本市にて実施しますが、外部処理に伴う搬出等が必要な場合の運搬及び必要な調整は事業者負担により実施してください。
2	1-12～15	第1章	第2節	5. 2)～5)	公害防止基準	排水、騒音、振動、悪臭について、現状の分析結果を頂けないでしょうか。特に排水処理は防液提改修工事のみで設備更新予定の無いため、追加になっている分析項目を含め排水の現状値を確認させてください。	排水・騒音については、閲覧資料として提示します。振動・悪臭については、基幹的設備改良工事着工前に、事業者にて測定を実施してください。
3	1-20	第1章	第5節	3. 2)	設計・工事条件 (仮設工事)	「監督用及び工事監理者用の仮設事務所を設置のこと」とありますが、合計5名程度の方が同じ場所で執務する想定で設置すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1-27	第1章	第10節	1. 9)	提出図書 (実施設計図書)	予備品・消耗品リストについては、メーカー選定もできていない状況なので実施設計図書提出段階では内容確定できません。施工承諾申請図書にて提出、協議とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。但し、施工承諾申請図書における協議は可とします。
5	1-27～29	第1章	第10節	1. 3.	提出図書 (実施設計図書) (完成図書)	「編集可能な電子データを提出」と記載がありますが、提出対象については、後日協議とさせて頂けないでしょうか。	協議を可とします。
6	1-27, 29	第1章	第10節	3.	提出図書 (完成図書)	「なお、提出図書は本工事範囲外の部分も含めた図書とし、・・・」と記載がありますが、内容は後日協議とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
7	1-29	第1章	第10節	3 13) 14)	提出図書 (完成図書) 見学用パンフレット 見学者用DVD	見学者用パンフレット及び見学者用DVDは既設のモノに基幹改良工事の内容を反映したものを作成するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。既設のものを参考にして、作成してください。
8	2-24, 25	第2章	第7節	4	灰クレーン 表2-2-3灰クレーン 仕様比較表 表2-2-4所要電動機 仕様	表2-2-3灰クレーン仕様比較表の「4)工事範囲」には(1)バケット、(2)制御盤のみ記載がありますが、表2-2-4には走行用及び巻上用の電動機にも本工事仕様の記載があります。走行用及び巻上用電動機は工事対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事対象はバケットのみとなります。

■要求水準書【管理運営編】に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	1-6	第1章	第4節	3	施設配置	図1-1について、たちばな荘跡地公園及び市道40014号線に着色がされていますが、その意味について、ご教示願います。	概略の範囲を示したものとなります。
2	1-0	第1章	第4節	7. 1)	表1-5 処理対象廃棄物	ごみ種ごとの年間・月間の搬入量や一日の平均および最大搬入量、搬入車両種ごとの年間台数及び一日の平均および最大台数のご教示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.1の回答をご参照ください。
3	1-0	第1章	第5節	1 5	災害発生時の協力	「災害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者その処理処分に協力すること。」と記載ありますが、他所から作業員を増員し対応する費用は、変動費とは別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.2の回答をご参照ください。
4	1-0	第1章	第6節	4. 1)	記載事項の補足等	「本要求水準の記載事項については、本要求水準書を上回って実施することを妨げるものでない。明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。」と記載ありますが、要求水準書に明記されていない業務内容が追加発生する場合、業務遂行のため増員し対応する費用については、別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.3の回答をご参照ください。
5	1-0	第1章	第6節	6. 1)	業務期間終了時の引渡し条件	「業務期間終了時のごみピット、灰ピット、主灰ピット、処理水槽等の残留物は全て処理すること」とありますが、通常運転業務範囲内で対応可能な処理とし、少量残存物の産廃処理やピット清掃等は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
6	1-0	第3章		1	受付管理業務	「事業者は、本要求水準書、提案書等を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。」と記載ありますが、持ち込みごみに関する一般市民からの電話での問合せは、市殿が対応されると考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.4の回答をご参照ください。
7	1-0	第3章		2. 1)	受付管理	「事業者は、廃棄物を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。」と記載ありますが、搬入者の方の受付情報の記録内容（名前、住所、電話番号、ごみ種など）及び個人情報を含む受付情報の管理方法のご教示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.5の回答をご参照ください。
8	1-0	第3章		2. 2)	受付管理	「受入基準は、原則として毎年度、市が定めるものとする。」と記載ありますが、本事業活動に直接関係する法令等の新設・変更等により、受入基準の変更がある場合、業務遂行のため増員し対応する費用については、別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.6の回答をご参照ください。
9	1-0	第3章		5. 1)	処理手数料の徴収	徴収する処理手数料の受け渡しにて発生する釣銭等については市殿が手配いただくと考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.7の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
10	1-0	第3章		5. 1)	処理手数料の徴収	「徴収方法は市が定める方法で行うこと。」と記載ありますが、現段階で想定されている徴収方法をご教示ください。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 8の回答をご参照ください。
11	1-0	第3章		5. 1)	処理手数料の徴収	令和4年6月1日に公示された「募集要項等に関する質問への回答」のNo. 8の回答において、「自動料金徴収機での徴収となります。なお、自動料金徴収機のトラブル対応も本業務に含みます。」とありますが、自動料金徴収機のトラブル事例とトラブル対応に要した至近費用実績をご教示ください。	閲覧資料として提示します。
12	1-0	第3章		5. 2)	処理手数料の徴収	「事業者は、徴収した処理手数料を、契約書に定める方法によって、市へ納付すること。」と記載ありますが、現段階で想定されている納付方法と取扱い金額の日最大金額をご教示ください。 例：1日の受付終了時に市殿へ納付 1週間分を事業者で保管し納付 等	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 9の回答をご参照ください。
13	1-0	第3章		6. 1)	受付時間	「市が定める受付時間において、計量棟にて受付業務を行うこと。」と記載ありますが、ここに記載する受付時間とは現時間と同様との理解でよろしいでしょうか。 受付時間 ・平日（月曜日から金曜日）、午前8時45分から11時30分、午後1時から4時15分 ・祝日にあたる場合、午前8時45分から11時30分 ・土日は休所	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 10の回答をご参照ください。
14	1-0	第3章		6. 2)	受付時間	「土曜日、日曜日、年末年始、平日夜間等、前項の受付時間外についても、市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。」と記載ありますが、受付時間外の対応頻度や時間について実績をご教示ください。 例：年間●回、年間累計●時間程度	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 11の回答をご参照ください。
15	4-1	第4章		2. 6)	重機類・車両等の仕様 (1)	「本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。」とありますが、現状貴市が所有する重機類は無償で貸与していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、現状市殿で使用されている車両の仕様、購入時期、用途、台数、管理状況が確認できる点検表等を閲覧資料（撮影許可あり）として提示していただけないでしょうか。	前段については、事業者が希望する場合は車両は無償貸与とします。ただし、貸与期間中は事業者の責任と費用負担の下、維持管理も含めて使用してください。 後段については、車検証又は点検票を閲覧資料として提示します。
16	4-1	第4章		2. 6)	重機類・車両等の仕様 (2)	「本施設における運搬車両については、車高3m以下（パッカー車は不可）等、施設に支障のない車両を選定すること。」と記載ありますが、事業者で選定する重機や車両は市殿の所有物を無償で貸与いただくことは可能でしょうか。	事業者が希望する場合は車両は無償貸与とします。ただし、貸与期間中は事業者の責任と費用負担の下、維持管理も含めて使用及び廃棄してください。
17	1-0	第4章		4. 1)	搬入管理	市道40014号線からプラットホームまでの誘導配置人員および、プラットホームの対応配置人員について、繁忙期の配置人数と配置時期・配置時間をご教示ください。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 13の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
18	1-0	第4章		4. 7) 4. 8)	搬入管理	「事業者は、市が収集する可燃物の中から受入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと」、「事業者は、リチウムイオンバッテリー含有廃棄物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと」と記載ありますが、受入禁止物の一時保管のみが事業者の業務範囲とし、外部搬出や処理は含まないと考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.14の回答をご参照ください。
19	1-0	第4章		4. 9)	搬入管理	「事業者は、市が行うプラットホーム内での搬入検査（1回/月以上）に対して協力すること。」と記載ありますが、想定される検査の対象車両（粗大ごみ収集車両等）・対象台数・検査所要時間のご教示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.15の回答をご参照ください。
20	1-0	第4章		5. 1)	適正処理	「当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、市は一切の費用を負担しないことに留意すること。」と記載ありますが、市殿が運営をされている中で発生した事象も含め、どのようなケースを想定されているかについて具体的な内容のご教示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.16の回答をご参照ください。
21	1-0	第4章		8	有効利用施設への運搬等	「事業者は、本施設より搬出されるペットボトル圧縮成型品、新聞、雑誌、乾電池、スチール缶プレス品、アルミ缶プレス品、ガラスカレット等を市が本施設より搬出する際の積み込み作業を行うこと。」と記載ありますが、積み込み作業で使用する車両等は現在貴市所有の車両を無償で貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者の業務は積み込み作業のみで外部搬出等は業務に含まないととの理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業者が希望する場合は車両は無償貸与とします。ただし、貸与期間中は事業者の責任と費用負担の下、維持管理も含めて使用してください。後段については、ご理解のとおりです。
22	4-5	第4章		14. 1)	売電の事務手続き及び発電条件	「事業者は、売電に係る事務手続きに協力しなければならない。なお、売電収益は市に帰属するものとする。」とあり、また、募集要項のP.5 3)①において、「本施設において得られる電力は、市の所有とする。事業者は、市が決定した売却方法に協力するものとする。」とあります。電力の売却収益は貴市に帰属し、電力の売却方法は貴市が決定することから、売電に係るアンシラリー料金は貴市にて負担していただくとの理解でよろしいでしょうか。事業者にて負担する場合はアンシラリー料金の単価をご提示いただけますようお願いいたします。	電力事業者との契約者に関しては、募集要項に関する質問回答No.5をご参照ください。事業者において選定した電力事業者において、アンシラリー料金が発生する場合は事業者にて負担してください。なお、西貝塚環境センターは現状東京電力パワーグリッド株式会社が定める発電設備系統連系サービス要綱附則2に該当するアンシラリーサービス契約容量の控除を受けており、アンシラリーサービス契約容量は0キロワットになっています
23	5-4	第5章		7	施設の保全	「事業者は、本施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。」と記載ありますが、事業対象施設の「照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検・補修」実績（平成30年度から令和3年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。 事業対象施設：工場棟（ごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・動物焼却炉）と計量棟、資源化物貯留ヤード棟（ペットボトル結束機・その他設備）、管理棟、手洗洗車場、車庫、植栽・外構・駐車場、リサイクル展示室（環境センター）、余熱利用配管、搬入路、たちばな荘跡地公園（池ポンプ、庭園ポンプ含）、上野ストックヤード（空缶選別プレス機、ガラスストックヤード）	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No.18 の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
24	8-1	第7章		5. 6.	環境保全報告 作業環境保全報告	事業対象施設の環境・作業環境測定業務は事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。 また、事業対象施設の分析項目、頻度のご教示をお願いいたします。 項目例：排ガス・排水・主灰・飛灰処理物・騒音・振動・悪臭・作業環境中DXN濃度・土壌DXN濃度 頻度例：年間●回（●●水槽、●●●室）	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 20の回答をご参照ください。
25	1-0	第8章		2	清掃	清掃業務について、平成30年度から令和3年度分の貴市契約実績（契約名称と業者名、契約金額、概略内容）をご開示願います。資料閲覧の場合は、写真撮影可を要望いたします。	閲覧資料として提示します
26	8-1	第8章		2	清掃	「特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持」と記載ありますが、その範囲を明示願います。	見学者等による第三者の立入る場所は、以下を想定しています。 【工場棟】 ・1階玄関、玄関ホール ・2階見学者用通路（見学者体験ゾーンを含む）、 大会議室、中央制御室、粗大中央制御室 ・4階会議室B、C ・6階展望室 【管理棟】 ・1階玄関、玄関ホール ・2階中会議室
27	1-0	第8章		3	植栽管理	現状の植栽と植栽管理実績（剪定・薬剤散布・水撒き回数等）をご教示ください。 また、以下各項目についてもご教示ください。 ・施設内の花壇の花の植替え等は市殿で実施されるとの考えでよろしいでしょうか。 ・たちばな荘跡地について植栽管理以外の業務内容があればご教示ください。 ・上野ストックヤードは植栽管理業務は発生しないとの考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 19の回答をご参照ください。
28	1-0	第8章		3	植栽管理	植栽管理業務について、平成30年度から令和3年度分の貴市契約実績（契約名称と業者名、契約金額、概略内容）をご開示願います。資料閲覧の場合は、写真撮影可を要望いたします。	閲覧資料として提示します。
29	8-1	第8章		3	植栽管理	植栽管理の範囲はp 1-6 図1-1及び図1-2の赤線（外枠線）及び赤着色内と考えてよろしいでしょうか。	図1-2を修正します。
30	8-1	第8章		3	植栽管理	「植栽管理計画を作成し、市の承諾を得ること。」と記載ありますが、事業者の実績、経験等による内容にて計画するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
31	1-0	第8章		4	防火・防災管理	防火・防災管理業務及び消防設備について、平成30年度から令和3年度分の貴市契約実績（契約名称と業者名、契約金額、概略内容）をご開示願います。資料閲覧の場合は、写真撮影可を要望いたします。	閲覧資料として提示します。
32	1-0	第8章		6	見学者対応	「事業者は、見学者の受付を行い」と記載ありますが、事業者が行う見学者の受付業務とは、見学日当日の見学者の出迎え及び見学者の記録業務と考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 21の回答をご参照ください。
33	1-0	第8章		6	見学者対応	「事業者は、見学者の受付を行い」と記載ありますが、見学受入日時、年末年始・土日祝日等の見学受入の有無、来場実績（月毎のの来場団体数、来場人数）、想定来場最大人数のご教示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 22の回答をご参照ください。
34	1-0	第8章		8	車両案内	「周辺道路の交通規制等を行う場合は、事業者が、警察等関係機関へ届出を行うこと」と記載ありますが、「周辺道路」とは要求水準書（管理運営編）1-6 図1-1 西貝塚環境センター 施設配置図に示される市道40014号線であり、当該道路の交通誘導は、事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 23の回答をご参照ください。
35	-	-	-	-	-	事業対象施設の「精密機能検査及び植栽・緑地管理業務、居室・構内清掃委託業務の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 24の回答をご参照ください。
36	-	-	-	-	-	事業対象施設の「全重機の維持管理に係る契約（突発対応分含）、全重機の燃料銘柄・使用量の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 25の回答をご参照ください。
37	-	-	-	-	-	事業対象施設の「環境測定・作業環境測定に係る契約の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 26の回答をご参照ください。
38	-	-	-	-	-	事業対象施設の「予備品・消耗品に係る調達実績（複数年度分施設毎、業者名・税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 27の回答をご参照ください。
39	-	-	-	-	-	事業対象施設の「建築設備（防消火設備・エレベータ設備・ガス設備・見学者設備・建築電気設備・建築物・外構設備・池ポンプ・庭園ポンプ等）の維持管理に係る契約実績（複数年度分施設毎、業者名・税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業 募集要項等に関する質問への回答 令和4年6月1日」、「要求水準書（管理運営編）に関する質問」No. 28の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
40	-	-	-	-	-	<p>第15-1-4号様式①～③においては、事業対象施設ごとの変動費の提示が求められています。本様式作成の参考にするため、下記の事業対象施設ごとの電力、上下水道、ガス、ガス以外の燃料（品名及び使用量）、油脂類（品名及び使用量）、薬品・薬剤（品名及び使用量）、その他運転資材（品名及び使用量）の平成30年から令和3年度までの実績年間使用量をそれぞれ個別にご教示ください。</p> <p>事業対象施設 ①ごみ焼却処理施設 ②粗大ごみ処理施設 ③動物焼却炉 ④ペットボトル結束機 ⑤空き缶プレス機 ⑥ガラスストックヤード、</p>	<p>閲覧資料として提示します。</p>

■様式集に関する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	第2号様式	参加表明書				代表企業単独での応募の場合、 2. プラント整備企業 3. 建築整備企業 4. 運転管理企業 5. 維持管理企業 の欄に「同上」と記載の上ご提出してよろしいでしょうか。	代表企業単独での応募の場合は、構成委員の役割欄の商号又は名称、所在地等の記載を「同上」とするなど省略することを認めます。
2	第3号様式	構成員表				代表企業単独での応募の場合、 2. プラント整備企業 3. 建築整備企業 4. 運転管理企業 5. 維持管理企業 の欄に「1. 代表企業」とすべて同じ内容を記載・押印するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第4号様式	委任状（代表企業）				代表企業単独での応募の場合、提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	全ての構成員について必要な書類	①会社概要	会社概要とは会社のカタログ等という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	全ての構成員について必要な書類	③連結決算の貸借対照表及び損益計算書	代表企業における連結決算の貸借対照表及び損益計算書は公開されていないため、提出をご容赦頂けないでしょうか。	様式集の記載のとおりとします。
6	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	全ての構成員について必要な書類	④国税、都道府県税～	納税証明書については写しの提出でもよろしいでしょうか。	写しでの提出を可とします。
7	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	全ての構成員について必要な書類	④国税、都道府県税～	国税については「その3の3」の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	全ての構成員について必要な書類	④国税、都道府県税～	地方税について、 都道府県税とは、 ・法人事業税（直前1年） ・法人住民税（直前1年） 市町村税とは、 ・事業所税（直前1年） ・法人市民税（直前1年） を提出すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	2. 基幹的設備 改良工事を行う 者について必要 な書類	⑥直近で有効な経営事 項審査を受審してい ることを証する書類	経営事項審査を受審していることを証する書類と記載が ございますが、「経営規模等評価結果通知書 総合評定 値通知書」の提出という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第6号様式 [1/7]	参加資格審査申請書	添付書類	2. 基幹的設備 改良工事を行う 者について必要 な書類	<建築整備企業につい て必要な書類> ⑦ 建築士法（昭和25 年法律第202号）第23 条の規定により、一級 建築士事務所の登録を 受けた者であることを 証する書類	一級建築士事務所の登録を受けた者であることを証する 書類と記載がございましたが、建築士事務所登録通知書の 提出という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 一級建築士事務所の登録を受けた者であることが確認で きる書類を提出してください。
11	第6号様式 [2/7]	「募集要項 IV 1 (2) 4 (ウ)」 に規定する配置予定 者				第6号様式[2/7]と監理技術者資格者証の提出という理解 でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第6号様式 [5/7]	「募集要項 IV 1 (2) 5 (ア)」 に規定する運転管理 実績			備考3	「運転管理施設の運転管理を業務として受託している場 合は、当該業務を元請で受託していることが確認できる 書類（契約書の写し等）及び施設の概要がわかる書類を 添付すること」と記載がありますが、施設の概要がわか る書類はパンフレットや当該業務の仕様書等と理解して よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第6号様式 [6/7]	「募集要項 IV 1 (2) 5 (イ)」 に規定する 配置予定者の資格・ 業務経験			備考4	「現場統括責任者として業務を行った施設の運転管理を 業務としている場合、当該業務を受託していることを証 明する書類（契約書の写し等）及び施設の概要がわかる 書類を添付すること」と記載がありますが、施設の概要 がわかる書類はパンフレットや当該業務の仕様書等と理 解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	第6号様式 [7/7]	「募集要項 IV 1 (2) 5 (ウ)」 に規定する運転管理 実績			備考3	「運転管理施設の運転管理を業務として受託している場 合は、当該業務を元請で受託していることが確認できる 書類（契約書の写し等）及び施設の概要がわかる書類を 添付すること」と記載がありますが、施設の概要がわか る書類はパンフレットや当該業務の仕様書等と理解して よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	第15-1-2号 様式				委託料A（固定費）内 訳書	「<例>」の記載の通り、1費目1行で委託料を提示する ことよろしいでしょうか。 例えば、人件費については役割（運転所長、運転員 等）に応じて費目を分けず役割毎の単価等を「<例>」 の通り、「内容・算定根拠」に記入することよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	第15-1-3号 様式				委託料B（補修費）内 訳書	「※様式15-1-1様式の管理運営期間総額には網掛け部（黄色）に該当する金額を記入すること」と記載がありますが、「①事業期間合計」の「合計①+②+③+④+⑤」の金額を記入することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	第15-1-4号 様式				委託料C（変動費）内 訳書	「⑥ガラスストックヤード」の変動費の記入欄がありますが、様式15-1-2号様式と同様に「⑤空き缶選別プレス機」と合わせて「上野ストックヤード」として提示することでもよろしいでしょうか。 (その場合、「⑤の空き缶選別プレス機」の欄にまとめて記入する)	⑥ガラスストックヤードと⑤空き缶選別プレス機の変動費は、それぞれの様式に記入することを原則とします。重機の維持管理費等、厳密に分離が困難な費目については、⑤空き缶選別プレス機にまとめて記入することを可とします。

■基本協定書（案）に関する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	2	第3条	3	(1)	SPCの設立	設立時資本金と運営開始時資本金が同額の場合、本項中段の「管理運営業務の開始以降資本金を_____円以上とし、」の箇所は削除いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の場合には、同額を記載します。
2	4	第5条	2	(5)	特定事業契約	本号の「発注者」という記載は、「市」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において訂正します。

■基本仮契約書（案）に関する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	5	第6条	6		SPC	「市が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書を締結」とありますが、現時点でのかかる契約書の内容が決まっていたら、ご教示いただけますでしょうか。	今後の検討によりますが、事業の安定性確保のため、市の業務履行請求権等を被担保債権とし、事業者株主に重い負担とならないように配慮いたします。

■建設工事請負仮契約書（案）に関する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	1	第1条	4		総則	本項では「この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定されているにとどまりますが、例えば公知の情報や、提供前にすでに了知していた情報については、秘密保持義務が課されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	第3条	4		設計	第1文の「受注者は設計業務の全部又は一部を提案図書に基づき委託する。」との規定は、誰に対して委託するか文言上明らかなではありませんが、「第三者に対し」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第三者に対し、委託することができるとの規定です。
3	4	第6条			一括委任又は一括下請負の禁止	設計業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならないとされていますが、第3条第4項では設計業務の全部を委託することができる定められています。第3条第4項に基づく場合は設計業務の全部を第三者に委託することができるという理解でよろしいでしょうか。	第3条第4項は提案図書に基づく場合に限られます。 提案図書に記載がないあるいは不十分な場合に本条に基づき一括委任等はできません。
4	6	第13条	3		工事材料の品質及び検査等	検査を要する工事材料の検査については、第14条第5項のような監督員の検査不備の場面が想定されていませんが、仮に発注者が第13条第3項の義務を怠った場合には、第14条第5項を準用して工事を施工しても問題ないでしょうか。	発注者が義務を怠っていることを説明願います。その上で協議に応じることになります。
5	16	第45条	1		契約不適合責任	要求水準書等に定める免責の基準に該当しないと発注者のよって判定されたときは、発注者が受注者に対し目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求できる旨規定されているところ、念のための確認にはなりますが、かかる発注者の判断は合理的になされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	19	第54条	1		発注者の損害賠償請求等	「発注者は、・・・損害の賠償を請求することができる。」と規定されていますが、民法の原則に従い、賠償義務は帰責性のある場合に限られるという理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、契約不適合の場合には、発注者は受注者の過失の立証を要しません。

■管理運営委託仮契約書（案）に関する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1	3	第5条	6		業務の遂行	見学者等に関して「住民からの要望に応えるほかその苦情等にも対応し、その解決を図る」と記載がありますが、要望及び苦情等の対応について、初動及び受注者の責任において実施が必要なものは対応しますが、その後の対応は発注者殿へ報告し、発注者殿にてご対応をお願い致します。本件は第39条にも関連する内容でもあり、第39条地元関係者との調整等においては発注者殿の対応の記載があるため、発注者殿のご対応をお願い致します。	市は、39条の定めのとおり、地元関係者との交渉となれば、これを行います。 本項の定めのとおり、受注者は要望又は苦情等に対応し、解決を図ってください。
2	3	第5条	6		業務の遂行	「当該住民協定等」とは、具体的にどのような内容になりますでしょうか。内容のご提示をお願い致します。	閲覧資料として提示します。
3	3	第5条	8		業務の遂行	「発注者から引き渡しを受けた本施設内の消耗品、備品等」とは、具体的にどのような内容になりますでしょうか。内容（リスト）のご提示をお願い致します。	備品についてはリストを閲覧資料として提示します。消耗品については現地確認の際にご確認いただくことが可能です。
4	4	第8条			第三者の使用	SPCの場合、受注者は管理運営事業者となりますが、本条における「【管理運営事業者】」の表記は運転管理企業及び維持管理企業と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。必要に応じて契約書において修正します。
5	5	第10条	1		秘密保持及び個人情報の管理	本項では「受注者・・・は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び発注者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。」と規定されているにとどまりますが、例えば公知の情報や、提供前にすでに了知していた情報については、秘密保持義務が課されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	9	第17条	2		委託料の支払	本項において運転停止と関連して第23条が引用されていますが、第23条が業務の履行責任を規定していることから、引用対象に誤りがあるように思われます。そのため、本項の引用対象等を改めて明示していただけますと幸いです。	第23条により運転停止に至った場合も本項の適用がある旨を定めています。
7	14	第34条	3		引渡し	本項において、発注者（検査員）は、受注者からの通知受領後10日以内に検査を完了し、検査結果を受注者に通知しなければならない旨規定されていますが、一般的な規定に従い、かかる期間内に検査を完了しない場合には合格とみなされるという解釈でよろしいでしょうか。	発注者の通知期限を定める規定です。発注者の債務不履行として扱う限りであり、ご指摘のとおり合格とみなされるものではありません。【なお、当該通知が遅延する場合には、事前にその旨を伝えます。】